

青梅市告示第 1 3 9 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定により、青梅都市計画生産緑地地区を変更したので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 2 0 条第 1 項の規定により告示し、同条第 2 項の規定により縦覧に供する。

平成 3 0 年 1 0 月 1 日

青梅市長 浜 中 啓 一

都市計画の種類	都市計画を定める土地の区域
青梅都市計画 生産緑地地区	削除する部分 青梅市今寺 4 丁目、東青梅 6 丁目、梅郷 2 丁目および梅郷 5 丁目各地内

縦覧場所 東京都青梅市東青梅 1 丁目 1 1 番地の 1
青梅市役所 5 階都市整備部都市計画課

以 上